

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月5日（月）午後1時30分から午後2時04分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 43（名）

会 長 7番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1番	井上 惣一	2番	大島 博雅
3番	大塚 武司	4番	加賀山 洋介
5番	門脇 忠男	6番	鎌田 吉太郎
		8番	酒井 栄治
9番	末光 亨		
11番	高木 伯志	12番	武内 英二
13番	谷本 宏明	14番	中尾 美千代
15番	兵頭 立士	16番	堀田 善春
17番	松浦 良規	18番	宮河 宣仁
19番	山口 一光	20番	山本 一也
21番	若藤 寿治	22番	早稲田 由孝
		24番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	石城戸 豊治
3番	井上 和久	4番	上谷 一郎
5番	氏原 邦弘	6番	岡山 正喜
7番	梶原 茂夫		
9番	河野 順子	10番	河野 秀雄
11番	佐々木 新仁	12番	上甲 一博
13番	白井 照良	14番	躰長 大
15番	竹葉 直正	16番	土居 喜三郎
17番	西村 守	18番	船田 満志
		20番	森崎 正
21番	薬師寺 悦子	22番	山田 悌示

4. 欠席委員（4名）

農業委員 10番 清家 儀三郎

最適化推進委員 8番 木村 寛 19番 松本 武雄
 23番 渡邊 鉄雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

 24番 渡邊 与志樹 1番 井上 惣一

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
 通知について
報告第4号 諸証明について
報告第5号 農地法第4条・5条許可について
報告第6号 農地転用事業計画変更申請書について
 (令和6年6月17日～令和6年7月12日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
 農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

 事務局長 庵崎 正幸 次長兼管理係長 中島 慶和
 農地係長 山下 佳彦 専門員 境本 博佳
 一般事務 山本 真由実

7. 産業経済部職員

 農林課長補佐 梅崎 裕文

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員23名、農地利用最適化推進委員20名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和6年8月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。
欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、清家委員、木村委員、松本委員、渡邊鉄雄委員が所用のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に渡邊与志樹委員、井上惣一委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。
何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書5ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は15件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書5ページから6ページに記載しておりますので、確認をお願いします。事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、

お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《大塚委員》

36番についてご説明いたします。◇◇◇◇君は◇◇◇◇でございます。この度、◇◇◇◇によります◇◇◇◇でございます。なんら問題はございません。以上でございます。

《武内委員》

はい、37番についてご説明をいたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇であります◇◇◇◇、後を◇◇◇◇さんが◇◇◇◇して耕作をしていくということで聞いております。非常に熱心に農業に取り組まれておりますので、特に問題はないと思います。以上です。

《山本委員》

それでは、38番について説明します。◇◇◇◇君は◇◇◇◇でもあり、農業基盤安定強化のため◇◇◇◇する予定でございます。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇ということで、また農業をする予定もないということで、双方の合意に至りました。

《井上和久委員》

はい、失礼いたします。39番、40番についてご説明申し上げます。まず39番であります、◇◇◇◇によりまして農地を取得いたしました、◇◇◇◇ということで作れず、耕作放棄の状態でありました。そこで、◇◇◇◇さん、この方◇◇◇◇もされて◇◇◇◇なんです、切り開いてですね、前回の議案で◇◇◇◇を◇◇◇◇ですが、その隣接ということで、一緒に開こうということで、この◇◇◇◇の話になりました。◇◇◇◇となっております、◇◇◇◇がおられまして、労働力は何ら問題はございません。

続きまして40番。こちらは◇◇◇◇さん、こちらの方の農地なんです、◇◇◇◇によりまして、◇◇◇◇しました。報告事項の4号の第5項にもあるんですが、非農地証明しております。その隣接する山の上の方にある畑なんです、こちらの方を◇◇◇◇さんが、◇◇◇◇のために◇◇◇◇というお話でございます。こちらの方もちよっと荒れ気味でございましたので、耕作放棄地がこういう形であれ、解消されるのは好ましいことかと思っております。以上です。

《梶原委員》

失礼します、41番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さん

が譲り受けて、◇◇◇◇のために耕作するということでもあります。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇になり◇◇◇◇なつたところ、◇◇◇◇さんが、ぜひやらせていただきたい、ということで話がまとまりました。何ら問題ないと思われます。

《小清水委員》

4 2 番から 4 5 番までを説明いたします。4 2 番につきましては、◇◇◇◇君、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇でございます、この度◇◇◇◇ために◇◇◇◇さんの方に◇◇◇◇する、ということでございます。◇◇◇◇君もですね、農業やりだして 3 年目ぐらいになりますので、熱心に農業をやらせておりまして、何ら問題はないというふうに思っております。

4 3 番、4 4 番につきましては、◇◇◇◇君、◇◇◇◇でございます。4 3 番の◇◇◇◇、4 4 番の◇◇◇◇ということになります。今回、◇◇◇◇君の土地をですね、◇◇◇◇君が◇◇◇◇。そして、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇が◇◇◇◇、◇◇◇◇の栽培をするということでございます。いずれも◇◇◇◇でございます、4 3 番につきましては◇◇◇◇にですね、◇◇◇◇、これから栽培を始めるということでございますので。非常にやる気もあってですね、これから有望な若者だというふうに思っておりますので、何ら問題はないかと思ひます。

4 5 番につきましては、◇◇◇◇さん、この方は農業を一切やっておりません。◇◇◇◇ですけども、◇◇◇◇ですけども、全て◇◇◇◇君が耕作をしておりました。今◇◇◇◇でしておったんですが、◇◇◇◇君も◇◇◇◇なんで◇◇◇◇ということで、◇◇◇◇君の方に話を持って行って、今回、◇◇◇◇が成立いたしました。◇◇◇◇君は◇◇◇◇をやっておるんですけども非常に熱心で、◇◇◇◇とかもやっております、何ら問題はないというふうに思っております。以上です。

《加賀山委員》

4 6 番について説明します。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で、◇◇◇◇のため◇◇◇◇をすることになりました。◇◇◇◇さんは熱心に耕作をされており、何ら問題ありません。

《躰長委員》

はい、4 7 番について説明をいたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ということで、◇◇◇◇ということで、熱心に農業されている、◇◇◇◇に当たるんですけども◇◇◇◇さんに◇◇◇◇するということです。問題ないと思ひます。

《上谷委員》

4 8 番、4 9 番についてご説明します。まず 4 8 番なんですが、◇◇◇◇さんが耕作者を探しておりましたところ、◇◇◇◇君と◇◇◇◇で話がまとまりました。◇◇◇◇君は◇◇◇◇で農業に励んでいて、とても熱心な農家です。何ら問題はないと思ひます。

4 9 番なんですが、◇◇◇◇君と◇◇◇◇さん、◇◇◇◇の関係で、◇◇◇◇の方

から◇◇◇◇さんに◇◇◇◇ということです。◇◇◇◇君は就農1年目ではありますが、とても熱心に農業に励んでいるので、何ら問題ないと思います。

《宮河委員》

50番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、熱心に耕作しておられます。◇◇◇◇したいということで、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇耕作するようになりました。農地も近く作業の利便性もあり、何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書7ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月の申請は農林漁業用施設が1件、貸駐車場が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。8ページに位置図を添付しております。転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《小清水委員》

2番について説明いたします。◇◇◇◇さんでございますが、ここは、◇◇◇◇の時に◇◇◇◇しまいました。その代替として、自分の持ってあった畑に緊急のですね、A Pのビニールハウスを建てまして、そこで倉庫としてみかんの選果等を行っておりました。下がですね、もうコンクリで固めておりますので、この度転用という形になりました。農振外すのがちょっと時間がかかりまして遅くなったわけですが、現地には農業用倉庫と資材置き場駐車場等々でございまして、始末書も提出されております。まだまだ元気に農業をやられている方でございます、問題はないかというふうに思っております。

《末光委員》

3番について説明させていただきます。◇◇◇◇さんの畑と田んぼの地目であるわけなんですが、草刈、除草等の管理をしていたが◇◇◇◇になり、平成25年からは賃貸の駐車場として整地していたものです。当然、その、無断転用していたもので、始末書の提出済みです。会長以下、事務局関係者等で7月30日に現地確認をしております。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって、議案第2号は原案のとおり承認することといたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、議案書9ページをご覧ください。

今月の申請は分譲宅地が1件、一般個人住宅が3件、介護施設駐車場が1件、作業場駐車場が1件、建設業用施設が1件、一般個人住宅建設業用施設が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。11ページから14ページに位置図を添付しております。転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《船田委員》

7番、8番について説明します。7番は、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて、◇◇◇◇とするという申請です。この件については、7月30日に会長をはじめ関係者にて現地調査を行っております。この農地を転用することによって周囲に被害がなく、問題ないと思います。

8番は、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて、◇◇◇◇ということになります。この件についても、7月30日に会長をはじめ関係者にて現地調査を行っており、この農地も転用することによって周囲に被害はなく、問題はないと思います。以上です。

《竹葉委員》

9番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇が譲り受けて、◇◇◇◇にするという申請です。この件に関して、7月30日に会長はじめ関係者にて現地調査を行っております。この農地を転用することによる周辺の悪影響はなく、問題ないと思います。

10番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが◇◇◇◇により、◇◇◇◇するものです。この件については、7月30日に会長をはじめ関係者にて現地調査を行っております。この農地を転用することによる周辺の影響はなく、問題ないと思います。以上です。

《堀田委員》

はい、11番でございますけれども、これは◇◇◇◇さんが、所謂◇◇◇◇ということで、土地を◇◇◇◇さんに◇◇◇◇するということで、今現在は、建物等は建っておりません。ですけど、この◇◇◇◇ということで、7月30日に会長さんをはじめ関係者の方、立ち寄っていただいて、それから◇◇◇◇の方も見えられてですね、現地を確認したということでございますので、問題はないというふうに考えております。

《高木委員》

12番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇というか、◇◇◇◇をやられておまして、◇◇◇◇でも、その、仕事をしやすいようにということで、土地を探していて、◇◇◇◇さんと何か話をされたらしいんですが。◇◇◇◇さんももう、全然、今、ここ何年か荒れたままになった土地でして。ちょうど良いわいということで売却されるらしいんですけど。ちょっと、自分とこの敷地内を水路が通ったりなんかで直さないけんでって、ちょっとあれはありましたが、その他は別に問題ないと思います。

《白井委員》

13番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇になります。今回、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇により◇◇◇◇するという申請です。この案件につきましては7月30日に会長はじめ関係者にて現地調査を行っております。

なお、この土地には50年ほど前に駐車場としてコンクリートを、コンクリート工事を行って一部駐車場として使用しておりました。農地法の許可が必要であることを知りまして、申請に至りました。違反転用になります。始末書も提出されております。問題ないと思います。

《梶原委員》

失礼します、14番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受け◇◇◇◇とする、という申請です。この案件については、令和3年11月24日に転用許可となった案件の事業計画の変更により、この土地を追加で転用しようとするもので、7月30日に会長はじめ関係者にて現地調査を行っております。令和3年の転用許可と同時に工事に着手し、その際、この土地についても既に手をかけられており違反転用状態になりますが、始末書も提出されております。現地調査の時には今後このようなことがないように指導しており、問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。はい、井上委員。

《井上和久委員》

些細な事なんですが、議案番号13番、◇◇◇◇ということになっておりますが、◇◇◇◇となっております。これは◇◇◇◇、◇◇◇◇さんになられたんですか。それとも、これは単なる事務上の不手際になるのでしょうか。

《 会 長 》

事務局お願いします。

《山下係長》

失礼します。一応、住民基本台帳に記載されてる字体の方を使わせてもらってると

ということになってますので、そういうふうな理由のところまではちょっと分からないところがあります。すいません。

《 会 長 》

よろしいですか。はい、他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって、議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書15ページをご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和6年8月13日となっております。

1ページめくっていただきまして、16ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規3件2505.91㎡、更新1件3364.00㎡、計4件5869.91㎡となっております。所有権の移転は、吉田地区で1件11,208.00㎡、三間地区で1件1,194.00㎡の計2件12402.00㎡となっております。

今月の利用権設定の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します、56番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが◇

◇◇◇て、耕作しようとするものであります。◇◇◇◇さんはもともと農業はされておらずお貸ししていたところ、◇◇◇◇になりできなくなったということで、◇◇◇◇さんに声がかかり、話がまとまりました。清家さんは熱心に農業に取り組んでおられます。何ら問題ないかと思われます。

《谷本委員》

57番について説明をいたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが◇◇◇◇ということ。多分これは、最初に私の所に来た時には◇◇◇◇でお話が進んでおったと思うんですけど、◇◇◇◇ということ。◇◇◇◇になったんだろう、と思います。何も問題ないと思います。以上です。

《加賀山委員》

58番について説明します。渡邊委員所用のため、代わって発表します。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ということ。耕作を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作すること。話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

《森崎委員》

59番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが作るというふうなことで、この方たちは◇◇◇◇に当たるようで、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇、熱心しております。何ら問題もないと思います。

《竹葉委員》

16番について説明します。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で耕作できないため◇◇◇◇さんが耕作されることになり、◇◇◇◇することになりました。◇◇◇◇がお元気で、◇◇◇◇と共に手広く農業に取り組まれており、問題ないと思います。以上です。

《宮河委員》

17番について説明いたします。◇◇◇◇さんは熱心に耕作しておられます。◇◇◇◇ということ。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇して耕作するようになりました。農地も近く作業の利便性もあり、何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

（ 挙 手 全 員 ）

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和6年8月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
